

## 療養証明書について

医療機関又は保健所より新型コロナウイルス感染症の診断を受け、自宅又は宿泊療養施設で療養する際に「My HER-SYS」を登録された方は、「My HER-SYS」の画面からご自身で電子版の療養証明書を発行してください。発行方法については次ページをご覧ください。

電子版の療養証明書は、厚生労働省、金融庁、生命保険協会及び日本損害保険協会の間で保険請求に利用できることを協議済みです。

### 【My HER-SYSによる療養証明書に関する問い合わせ先】

(一般の方向け HER-SYS 専用ダイヤル)

電話番号：03-6885-7284 または 03-6812-7818

※受付時間 9:30~18:15 (土日祝除く。)

### 【その他】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の診断を受けた方のうち「MY HER-SYS」による健康観察の対象とならなかった方、みなし陽性の方は電子版の療養証明書が利用できませんので、松江保健所から証明を郵送します。郵送まで1か月程度お時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 療養期間が7日(令和4年9月7日以前の陽性者は10日)を超えて療養をされた方のうち、保険請求に療養証明書が必要な方については、療養証明書発行依頼書を松江保健所へ提出をお願いいたします。
- ・ 濃厚接触者の方には、証明書等の発行はしておりません。証明できるのは新型コロナウイルス感染症の診断を受けた方のみです。
- ・ 職場等に復帰するに当たり、職場等に陰性証明等を提出する必要はないことが厚生労働省から示されています。
- ・ 入院を証明する証明書は発行していません。各入院先医療機関にお問い合わせください。

- ・ 協会けんぽの傷病手当金に必要な医師の診断書は「宿泊・自宅療養証明書」を医師の診断書に代えることができます。

### 【My HER-SYS による療養証明書「(電子版)療養証明書」の発行方法】

スマートフォンなどから、「My HER-SYS」

(URL : <https://www.cov19.mhlw.go.jp/>) にアクセスし、電子メールアドレスとパスワードでログインし、ログイン後は、トップページに「療養証明書を表示する」というボタンがありますので、ボタンを押下することで療養証明書を発行することができます。



①メールアドレスとパスワードを入力し、My HER-SYS にログイン。

②対象者が療養証明書を表示したい方になっているかを確認し、「療養証明を表示する」とクリック。

③療養証明書が表示されます。

※ 療養証明書の画面はダウンロードできませんので、スクリーンショット等を電子添付・印刷等いただき、保険金請求等にご活用ください。この取り扱いは、厚生労働省、金融庁、生命保険協会及び日本損害保険協会との間で協議済みです。